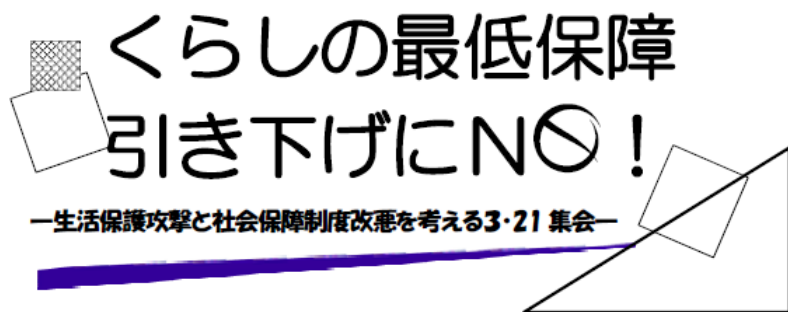


国民の暮らしが崩されていく…



くらしの最低保障 引き下げにNO!

—生活保護攻撃と社会保障制度改悪を考える3・21集会—

ご存知ですか？

昨年8月、生活保護基準が切り下げられました。
引き下げは、この4月、来年4月にも予定されており
厳しい暮らしにますます追い打ちをかけます
生活保護基準は「くらしの最低基準」を表し
その影響は最低賃金や年金、就学援助など多岐に及びます
今、わが国で起きていることをみつめ
私たちの暮らしのありようを共に考えていきませんか



とき 2014年 **3月21日** (金・祝) 13:00~15:30

ところ **さいたま共済会館 601・602号室** (定員 200名) 参加費無料

基調講演 生活保護攻撃と社会保障制度改悪

※場所は裏面をご覧ください

講師 長友祐三さん (埼玉県立大学教授)

くらしの現場から～みんなで語り合おう～

生活保護基準切り下げと私たちのくらし
生活保護基準引き下げ内容の問題点についての解説
労働、年金は？

～閉会后、相談会を行います～



【主催】くらしの最低保障を考える3・21集会実行委員会

【後援】埼玉弁護士会 埼玉司法書士会

【お問合せ】埼玉総合法律事務所 (古城くじょう) TEL 048-862-0355 / FAX 048-866-0425

*事前のお申し込みは不要ですが、障害による必要な配慮(手話・要約筆記・点字資料・車いす利用など)が必要な方は予めお知らせください。

<集会開催カンパを募集しています>振込先 埼玉りそな銀行 上尾西口支店 普通預金5312597

くらしの最低保障を考える3・21集会実行委員会 会計 飛鳥井 行寛

生活保護基準引き下げ問題

無料相談会のお知らせ

昨年8月に生活保護基準が引き下げられました。今後も、今年の4月、来年の4月に同様の引き下げが予定されています。このままだと、全国の生活保護受給者の生活はどんどん苦しくなっていきます。そこで、基準が引き下げられて生活に困っている方、生活保護の受給を考えている方のための無料相談会を実施いたします。

昨年8月の基準引き下げの後、全国で1万世帯以上の方が都道府県知事に対して「生活保護基準の引き下げはおかしい！」と異議を申し立てました（この異議のことを審査請求といいます）。埼玉県でも370世帯の方が異議（審査請求）を申し立てました。この異議（審査請求）が認められなかった後も、厚生労働大臣に対して再度の異議申立て（再審査請求）を行っています。

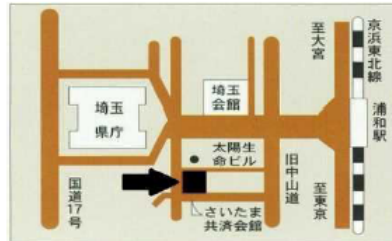
今年の4月に再び生活保護基準が引き下げられた場合は、同じように異議（審査請求）を申し立てることができます。今年の4月は、消費税増税に伴って生活保護基準も引き上げられる関係で、見かけ上生活保護基準の引き下げがなされていないと錯覚するかもしれませんが、昨年8月、今年4月、来年4月の3回の引き下げの一環として今年4月も基準の引き下げが行われます。

基準の引き下げによって困っていることや、4月の基準引き下げが行われた時に、「おかしい！」と声を上げて審査請求を申し立てる方法や、生活保護受給のこと、これからの生活保護制度のことなどについて、弁護士、司法書士などの専門家がみなさまの疑問にお答えいたします。相談料は無料です。

※ 当日、同じ場所で、13時から「くらしの最低保障引き下げにNO！—生活保護攻撃と社会保障制度改悪を考える3・21集会—」というタイトルの集会（表面参照）も行われます。お時間のある方は、是非、集会にもご参加ください。

2014年
3月21日（金・祝） 15:45～16:55

【場所】
さいたま共済会館
601・602号室
（さいたま市浦和区岸町
7-5-14）
浦和駅西口から徒歩約12分



◆主催：くらしの最低保障を考える3・21集会実行委員会

【お問合せ】埼玉総合法律事務所（古城<こじょう>） TEL 048-862-0355 / FAX 048-866-0425